

特記仕様書

1 役務概要

役務件名： 新発田駐屯地道路補修に関する設計業務

役務場所： 新潟県新発田市大手町6丁目4-16 陸上自衛隊新発田駐屯地

役務期間： 契約日から、令和6年5月31日まで

役務概要： 下記による。

No	施設名称	種別	構造・規模等	数量	単位	備考
1	駐屯地内幹線道路等	設計	舗装構造調査及び舗装修繕計画の作成	1	式	
			(以下余白)			

2 共通仕様

- (1) 本特記仕様書及び図面は、本役務に必要な事項について規定する。
- (2) 本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、防衛施設庁制定「土木工事共通仕様書」(現行版)によるほか、関係諸法令に基づき実施するものとする。

3 特記事項

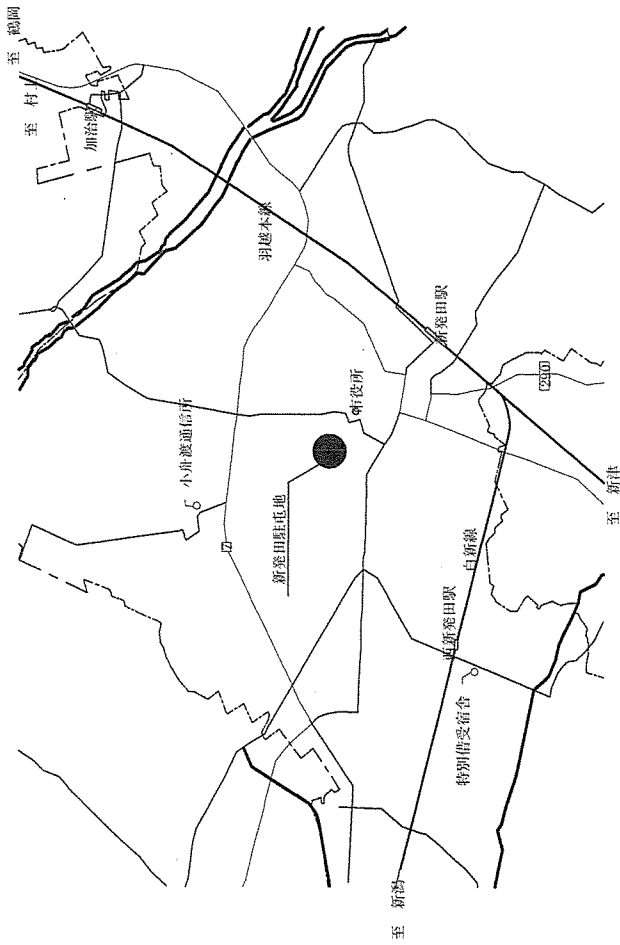
- (1) 一般共通事項は、下表のとおりとする。

No	項目	細部事項	備考
1	協議	本特記仕様書及び図面の内容に疑義が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。	
2	軽微な変更	現場の納まり状況等により、材料・寸法・位置・工法等について、やむを得ず軽微な変更の必要が生じた場合には、速やかに監督官に報告のうえ、その指示に従うものとする。 ただし、請負金額・工期等の変更は行わないものとする。	
3	施工計画書及び施工図	施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し、役務着手前までに監督官に提出し、確認を受けるものとする。 施工図等を当該役務の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受けるものとする。	
4	現場管理	受注者は、本役務に必要な現場代理人等を適切に指定し、関係法令に基づき現場管理を行わせ、防災に努めるものとする。 危険性のある場所には、危険表示等の処置を行うものとする。	
5	施工条件	施工時間は、平日の0815～1700までを基準とする。 土曜・休日・祝日に作業を計画する場合は、3日前までに申し出るものとする。	
6	安全管理	施工場所及び作業中の安全確保を十分に行うものとし、自衛隊施設や自衛隊員等に危害・障害を与えた場合は、受注者の責任において復旧又は補償を行うものとする。	

No	項 目	細 部 事 項	備考
7	発 生 材	<p>本役務の発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る再資源化等に関する法律」、その他関係諸法令を遵守し、建築副産物の適正な処理を行うものとする。その結果について、マニフェスト等の写しを工期内に提出するものとする。</p> <p>発生材のうち、金属類の有価物については、監督官の指示する場所に計量し集積するものとする。</p>	
8	環境への配慮	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を標準とし、現場搬入に際し監督官の点検を受け合格したものを使用するものとする。</p> <p>使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含まないものとする。</p>	
9	材料の品質等	<p>使用材料は、仮設材を除き全て新品とし、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、J I S又はJ A Sマーク表示のない材料を使用する場合は、あらかじめ監督官に品質証明となる資料を提出して承諾を受けるものとする。</p> <p>使用材料は、図面に記載している品番又はその同等品以上とし、同等品を使用する場合も、監督官の承諾を受けるものとする。</p> <p>図面に記載している品番及び数量は参考とする。</p>	
10	役 務 写 真	<p>役務写真は、作業前・作業中・作業後及び隠ぺいとなる箇所、主要な作業段階の状況、使用材料及び使用器材について撮影するほか、監督官の指示する箇所及び使用材料を撮影し、写真帳A4版に整理のうえ、1部提出するものとする。</p>	
11	書 類 手 続	<p>提出書類は監督官の示す規格様式で作成し提出するものとする。</p>	
12	立 入	<p>受注者は、工事入門に際し駐屯地の規則及び監督官の指示を厳守するものとし、指定された場所以外への立入りを禁止する。</p> <p>外国人建設就労者を工事に従事させる場合は、監督官が指示する書類を作業従事開始3週間前までに提出し、許可を得た後に作業に従事させるものとする。</p>	
13	秘 密 厳 守	<p>本役務により知り得た内容に関して、監督官の許可なく漏洩してはならない。</p>	
14	電 気 ・ 水 の 使 用	<p>本役務で使用する電気・水は、受注者にて準備するものとする。</p> <p>やむを得なく設備を使用する場合は有償とし、受注業者の負担によりメーターを設置するものとする。この場合の支払いは別に示すものとする。</p>	

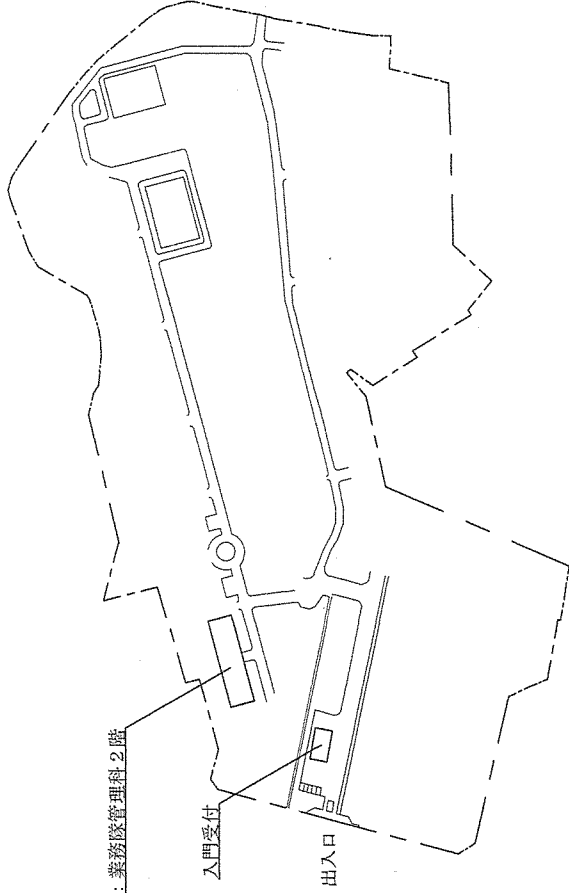
(2) 特記事項は、下表のとおりとする。

No	項目	細部事項	備考
1	測量調査	<p>・補修計画の作成にあたり、舗装範囲を確定するため、当該道路の路線測量調査を実施する。</p> <p>・調査所要については下記のとおりとし、細部位置は詳細図のとおりとする。</p> <p>①1034号建物正面 L=約77m (幅員約7m)</p> <p>②駐屯地幹線道路 L=約200m (幅員約5m)</p> <p>(既設側溝約150m)</p>	
2	舗装構造等調査	<p>・舗装対象範囲において、舗装の状態を確認するためコア採取を行う。採取箇所については比較的健全な箇所6か所、破損箇所6か所の計12か所実施することとし、細部位置については監督官と協議し決定する。</p> <p>・既存舗装の断面構成等を確認するため、開削調査を行う。調査箇所については1箇所とし、細部位置については監督官と協議し決定する。</p>	
3	設計業務	<p>・設計にあたり、仕様書に明記なき事項については、監督官との協議によるほか、下記の要領等により実施するものとする。</p> <p>建設機械工事共通仕様書 ・・・防衛施設庁制定</p> <p>コンクリート標準示方書 ・・・土木学会</p> <p>アスファルト舗装要綱 ・・・日本道路協会</p> <p>セメントコンクリート舗装要綱・・・日本道路協会</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱</p> <p>土木工事安全施工技術指針</p> <p>建設副産物適正処理推進要綱</p> <p>プラント再生舗装技術指針 ・・・日本道路協会</p> <p>消防法及び関係法令通達等</p> <p>・設計の際は側溝の敷設も念頭に置き、既設排水構造物及び水勾配を考慮する。</p> <p>・各測量調査の成果を元に舗装補修断面等を検討・作成し、官側に提出すること。提出物は下記のとおりとする。</p> <p>縦横断計画図 CADデータ 一式</p> <p>舗装展開図 CADデータ 一式</p> <p>排水計画図面 CADデータ 一式</p> <p>舗装断面検討書 CADデータ 一式</p> <p>・舗装については、5年・10年・20年の各耐用年数による設計を行うこととする。また、各工事に係る見積を作成し、監督官に提出する。</p>	最新版を使用



案内図 S=NTS

調整先：業務管理科 2 階



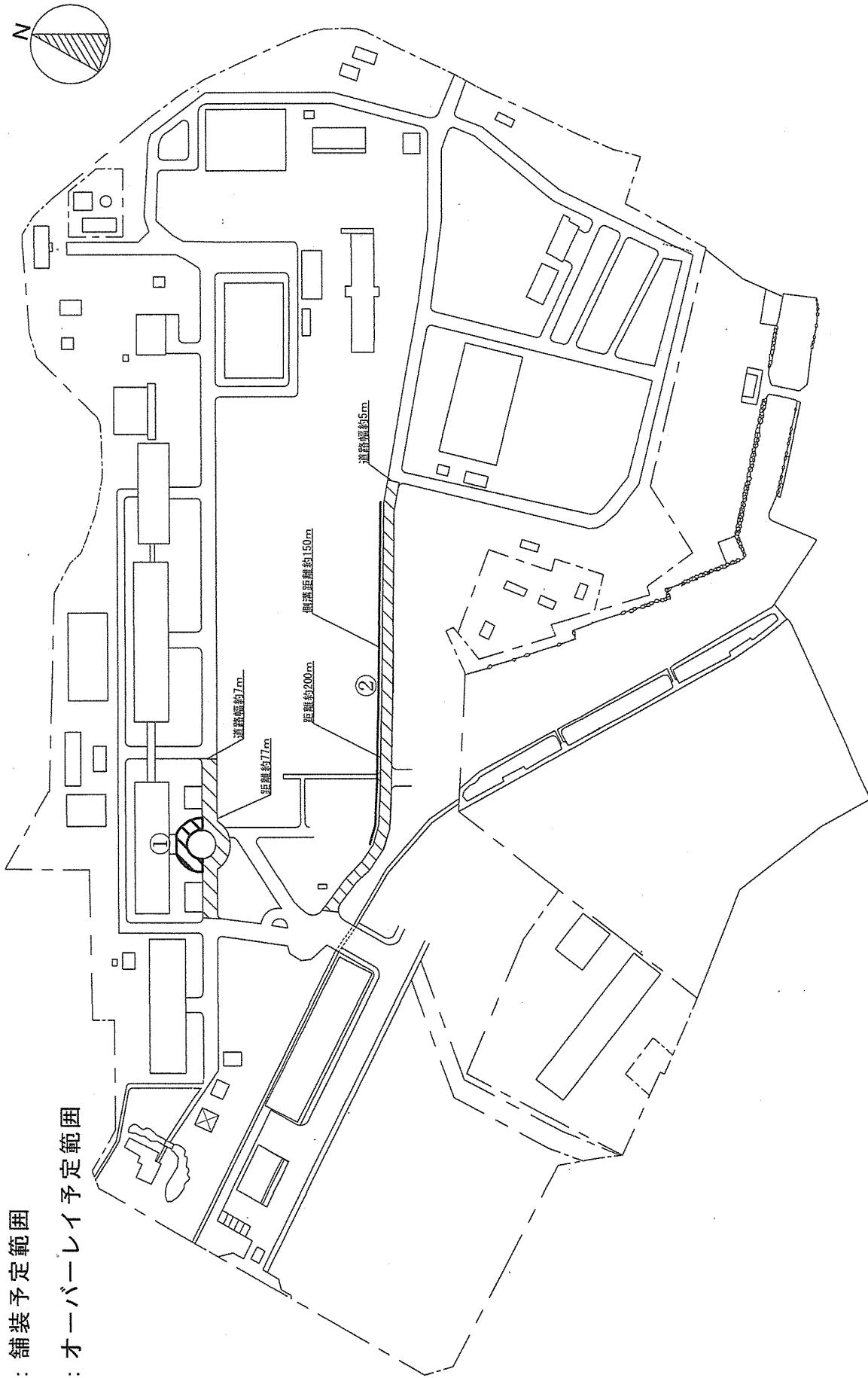
配置図 S=NTS

工事件名	新発田駐屯地道路補修に関する設計業務	図面番号	1 / 2
図面種別	案内図・配置図	縮尺	—
陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊			

(許可なく複製を禁ずる。)

▨: 舗装予定範囲

▩: オーパーレイ予定範囲



工事件名	新発田駐屯地道路補修に関する設計業務	図面番号	2 / 2
図面種別	詳細図	縮尺	—
陸上自衛隊新発田駐屯地業務隊			

(許可なく複製を禁ずる。)